

独立行政法人工業所有権情報・研修館法の一部を改正する法律要綱

第一 特定独立行政法人以外の独立行政法人

独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下「情報・研修館」という。）を独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人とする規定を削ること。

（改正前の情報・研修館法第四条関係）

第二 秘密保持義務

情報・研修館の役員及び職員等に対してその職務上の秘密に対する保持義務を課すこと。

（第九条関係）

第三 役員及び職員 の地位

刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、情報・研修館の役員及び職員を法令上公務に従事する職員とみなすこと。

（第十条関係）

第四 罰則

第二の秘密保持義務に違反して秘密を漏らした者等に対する罰則を設けること。

（第十四条関係）

第五 附則

一 施行期日

この法律は、平成十八年四月一日から施行するものとする。ただし、附則第九条の規定は、公布の日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 職員の引継ぎ等、労働組合についての経過措置、不当労働行為の申立て等についての経過措置
職員の引継ぎ等、労働組合についての経過措置、不当労働行為の申立て等についての経過措置について所要の規定を設けること。

(附則第二条から第七条関係)

三 関係法律の一部改正

その他関係法律について所要の改正を行うものとする。

(附則第九条及び第十条関係)